

2019年2月14日

各位

会社名 NISSHA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也
(コード番号 7915 東証第1部)
問合せ先 取締役専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原勇人
(TEL. 075-811-8111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年3月22日開催予定の第100期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2018年度から運用を開始した第6次中期経営計画の進捗に伴い、当社グループの事業領域が拡大したことにより現行定款第2条(目的)の変更を行うものです。
- (2) 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)は、有効期間満了をもって継続せず、廃止するため、本対応方針に関する現行定款第19条(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の決議)の規定を削除し、第20条以下を繰り上げるものです。
- (3) その他、規定の主旨を明確にするための文言の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会の開催日 2019年3月22日

定款変更の効力発生日 2019年3月22日

以上

[別紙]定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)</p> <p>⌋ (記載省略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>電子部品、電子機器および電子技術応用機器の製造、販売</u></p> <p>(7)</p> <p>⌋ (記載省略)</p> <p>(9)</p> <p>(10) 医療機器、医療用消耗品、分析機器、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品の開発、製造、販売</p> <p>(11) 紙加工品、美術工芸品、金属製品、木製品、化学製品、食料品、日用雑貨品、繊維加工品の製造、販売</p> <p>(12) (記載省略)</p> <p>(13) 前各号に掲げる物品<u>など</u>の輸出入</p> <p>(14)</p> <p>⌋ (記載省略)</p> <p>(21)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>(5)</p> <p>(6) <u>電子部品、電子機器、電子技術応用機器、コンピュータおよびネットワーク機器等の開発、製造、販売</u></p> <p>(7)</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>(9)</p> <p>(10) 医療機器、<u>医療用材料</u>、医療用消耗品、分析機器、<u>医薬品、動物用医薬品</u>、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品の開発、製造、販売</p> <p>(11) <u>包装資材</u>、紙加工品、美術工芸品、金属製品、木製品、化学製品、食料品、日用雑貨品、繊維加工品の製造、販売</p> <p>(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 前各号に掲げる物品<u>等</u>の輸出入</p> <p>(14)</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>(21)</p>
<p>第3条</p> <p>⌋ (記載省略)</p>	<p>第3条</p> <p>⌋ (現行どおり)</p>
<p>第10条</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所</p>	<p>第10条</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所</p>

<p>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条 〉 (記載省略)</p> <p>第 18 条</p> <p>(当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の決議)</p> <p>第 19 条 当会社の株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針をその決議により定めることができる。</p> <p>2. 前項における当社株式の大規模買付行為に関する対応方針とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>第 20 条 〉 (記載省略)</p> <p>第 41 条</p>	<p>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条 〉 (現行どおり)</p> <p>第 18 条</p> <p>(削除)</p> <p>第 19 条 〉 (現行どおり)</p> <p>第 40 条</p>
--	---